

未熟児養育医療の申請をされる方へ

○未熟児養育医療給付制度とは

出生体重が2,000g以下、あるいは身体の発育が未熟なままで生まれ、医師が入院治療を必要と認めた乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を越谷市が負担する制度です。（指定養育医療機関での治療に限られます。）

○給付の内容

乳児の入院治療でかかった保険診療分の医療費と食事療養費を越谷市が負担します。ただし、世帯の市民税額に応じて自己負担金が生じます。

← 保 険 診 療 分 →		← 保険適用外分 →
保険組合負担分	扶養義務者負担分	おむつ代、リネン代等
	← 市が負担 →	← 退院時支払い分 →
自己負担金		

○申請方法

原則として出生後2週間以内に、必要書類をご準備のうえ、こども家庭センター（越谷市役所第二庁舎2階）の窓口にお越しください。（書類は窓口でもご記入いただけます）

○必要書類

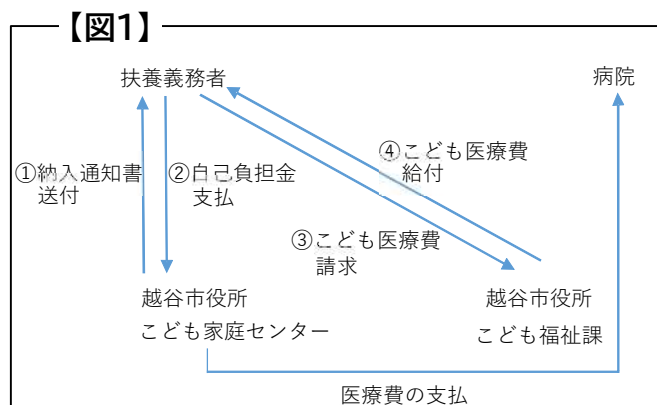
- ☐ 養育医療給付申請書
- ☐ 養育医療意見書（養育医療機関で発行されたもの）
- ☐ 世帯調書
- ☐ こども医療費受給申請書（償還用）
- ☐ 承諾書及び委任状
- ☐ 保険証（養育を受ける子または扶養義務者のもの）

※健康保険証機能付きマイナンバーカードをお持ちの場合は、窓口での申請時に、マイナポータルの画面上で被保険者情報を確認させていただきます。

- ☐ 市町村民税等証明書（該当する方のみ）

○自己負担金について

自己負担金については、養育医療の申請受理後、課税証明書等をもとに算定します。



①越谷市から扶養義務者の方あてに、納入通知書を送付します。

②扶養義務者の方が越谷市（こども家庭センター）に自己負担金を支払います。

③自己負担金は、こども医療費の支給対象のため、扶養義務者の方がこども福祉課に請求することで、自己負担金の全部または一部の還付(④)が受けられます。

※食事療養費は「こども医療費」の対象外のため、市が未熟児養育医療として負担した医療費の額を上限として、こども医療費の支給を受けることができます。（〔図1〕）

○市町村民税等証明書について

下記に該当する方は、市町村民税等証明書の提出が必要です。

申請時期	1月から6月に申請する場合	7月から12月に申請する場合
住民登録	申請する年の前年の1月1日時点で(※)越谷市民でない場合	申請する年の1月1日時点で(※)越谷市民でない場合
必要書類	申請する年の前々年分の 市区町村民税等証明書	申請する年の前年分の 市区町村民税等証明書

※生活保護の方は受給証または生活保護受給証明書をお持ちください。

※海外に在住していた方は、本籍地で戸籍の附票を発行してください。

○注意事項

- ・養育医療の申請書の提出期限は、原則として出生後2週間以内です。
- ・市役所市民課で出生届の提出を済ませてから養育医療の申請にお越しください。
- ・申請当日は、地区担当の保健師との面談があります。お時間に余裕をもってお越しください。
- ・申請を受け付けてから、養育医療券がお手元に届くまで約2週間かかります。
- ・養育医療の給付承認期間は、最長で1歳の誕生日の前々日までです。
- ・養育医療の申請後、引っ越しや転院等により申請内容に変更があった際は、必ず下記担当までご連絡ください。

○窓口

越谷市こども家庭部こども家庭センター 総務担当

所在地 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048-963-9319

時間 平日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで